

佐労発雇均 0620 第 1 号

平成 29 年 6 月 20 日

佐賀県中小企業団体中央会会長 殿

佐賀労働局長



最低賃金及び賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について（協力依頼）

労働基準行政及び職業安定行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月 28 日の働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において、「最低賃金については、年率 3 % 程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされるとともに、「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む」とされたところです。

これを踏まえ佐賀労働局においても、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しているところです。

つきましては、御多用のところ恐縮ではございますが、別添リーフレット等を参考に、業務改善助成金、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）及び人事評価改善等助成金等各種助成金制度について、傘下の企業等への周知、広報誌への掲載等積極的な周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。